

○議案第44号 守口市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

御報告申し上げます。

本案は、国において特定地域型保育事業の運営に関する基準が一部改正されたことに伴い、特定地域型保育事業者における連携施設の確保義務の要件緩和及びこれに係る経過措置の期間を延長するなど、所要の改正を行おうとするものであります。

本委員会といたしましては、慎重に審査を行いました結果、本市では国に先駆けて幼児教育・保育の無償化に取り組み、小規模保育事業所の増設等、受け入れ枠の拡充を図ってきたところである。また、小規模保育事業所等で卒園後の受皿の提供を行う施設との連携を進めたことなどにより、国基準での待機児童数が0となったことは一定評価できるものである。

よって、今後も子育て世帯の様々なニーズをくみ取りながら、受け入れ体制の充実等に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。